

10. 拒否権行使の説明を求める国連総会決議



日本の国会での演説でウクライナ大統領ゼレンスキーは国連に対して痛烈な批判を行なった(本章8)。この国連総会決議は、不十分ながらそれに対する1つの応答になっている。安全保障理事会において拒否権が発動された場合、拒否権行使の特別報告書の提出を安全保障理事会に要請する本決議の意義は決して小さくはない。常任理事国による拒否権という特権の行使がこれにより抑制されることが期待される。

◆76/262 安全保障理事会で拒否権が発動された場合に常に求められる国連総会における審議の任務(抜粋)◆

2022年4月26日

国連総会は、(略)

1. 国連安全保障理事会の1またはそれ以上の常任理事国による拒否権発動の10活動日以内に、拒否権が発動される状態について総会が緊急特別会合を開き、拒否権が発動される同状態についての討議のために、国連総会議長が総会の公式会議を招集しなければならないことを決定する。
2. また、例外的な扱いとして、拒否権を発動した安全保障理事会の常任理事国または複数の常任理事国を、発言者リストにおいて優先させることを決定する。
3. 国連憲章第24条(3)に則り、問題となっている拒否権行使についての特別報告書を、総会において関連する議論が行われる少なくとも72時間前には提出するよう、安全保障理事会に要請する。
4. 「拒否権の行使」と題する項目を第77回総会の暫定的アジェンダに含めること、および本決議の第1パラグラフに従ってその項目が熟慮のために総

会アジェンダに保存されるべきことを決定する。

5. また、第76回総会の残りの期間に1またはそれ以上の常任理事国によって拒否権が発動されたならば、本決議の第1パラグラフに従って、「国連システムの強化」と題するアジェンダ項目の下に、国連総会議長は総会の公式会議を招集することを決定する。

出典：国連文書 A/RES/76/262